

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：須恵町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.2%
全職員	82.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	95.5%
本庁課長補佐相当職	98.9%
本庁係長相当職	95.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	89.4%
26～30年	92.2%
21～25年	95.1%
16～20年	-
11～15年	92.0%
6～10年	90.5%
1～5年	87.4%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、該当する職員がないため記載なし。
- ・勤続年数別の36年以上は、女性職員のみであり、16年～20年は、男性職員のみのため記載なし。
- ・週の勤務時間が30時間未満の職員については、職員を数える単位として時間を用いて職員数を換算している。（当該職員の1週間当たりの勤務時間÷38時間45分）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。